

公益財団法人浜松国際交流協会の基本財産等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人浜松国際交流協会定款第5条に基づく基本財産及び運用財産（以下「資産」という。）について定める。

(資産の構成)

第2条 当財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第3条 当財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 当財団の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 当財団の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第4条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において理事及び評議員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第5条 資産は、代表理事が管理し、その方法は評議員会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、もしくは信託会社（信託業務を行う銀行を含む。）に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。